

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県感染症予防計画」(素案)

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	P16の21行目「長期目標A」	「関係者」を具体的に書くこと。P15にある「関係機関や関係各団体等」ではどの組織の誰が担当なのかわからない。曖昧なままでは「One Team」もメンバーさえ明確にならないため、構成員が明記してあるページにリンクさせること。また、「一体的」という言葉は曖昧なので、具体的な名称を含めた体制をここに明記すること	1	【反映困難】 平時から感染症の発生・まん延に備える主要な関係者として取組1-2の感染症対策連携協議会の構成をお示ししているところです。一方、感染症の発生・まん延・収束までには非常に幅広い方々に感染症対応に関わっていただくことになりますので、具体的に明記することは困難です。
2	P16の24行目「長期目標B」	危機対応力が、どの時点と比較してどのように向上することを目指すのか明確にすること	1	【記述済み】 今般の計画の改定は、新型コロナの対応の経験を踏まえたものとなりますので、新型コロナ前との比較となります。 また目指すべき方向として、戦略ごとに定量的・定性的な目標を定めております。
3	P26 取組1-2「平時」	追加項目として、「平時より遠隔診療の推進をはかり、未知の感染症が発生した際もOneTeamで活動できる体制整備を構築します。」等、入れること	1	【記述済み】 戦略7の取組7-5の「平時」に記載している「ICTを活用した医療の効率化を進めます」に、「遠隔診療の推進」も含まれております。(69P 18行目)
4	P12 (3), P34 取組2-1, 取組2-2	本県は首都圏に隣接した観光面でも人の出入りが多い。感染症に精通した専門医が現在2名。(岩手県と同数で全国最下位、3月4日のサンニチ新聞) 今後5人に増やす計画のようですが、養成には時間がかかる。全国平均の中位に当たる位の人数を検討したらどうでしょうか。感染管理認定看護師は現在25人計画で85人とありますが、隣接する県等の人口、病院数に比例した人数以上の検討はいかがでしょうか。	1	【その他】 専門医の養成には一定期間要すること、県立大学の感染管理認定看護師の養成課程には定員が設けられていること及び計画期間が6年間であることを踏まえ、目標数値を設定しています。
5	P58 取組6-5「蚊媒介感染症対策の推進」	感染症を媒介するのは「蚊」だけではないため、「蚊やダニなどの節足動物媒介感染症」を視野に入れ、「蚊媒介感染症等への対策」とすること	1	【記述済み】 取組6-5では、特定感染症予防指針に基づく対策を記載しています。 四類感染症であるマダニが媒介する感染症は、現時点で特定感染症予防指針の定めにはありませんが、感染症法に基づき、必要な措置を講じることとなっております。その内容は戦略5に記載していますので、素案のとおりとさせていただきます。
6	P62 6-5	上記に伴い、「6-5」の内容も「蚊の駆除」以外に、感染症を媒介するダニなどの生息に関する調査体制を構築すること	1	【記述済み】 マダニが媒介する感染症は、四類感染症に分類されているところです。 四類感染症の対物措置を実施するため必要があると認めるときは、感染症法第35条第1項の規定に基づき、必要な措置を講じることとなっております。
7	P76 8-5「平時」	P76の34行目に、平時から、療養生活の支援のためのICT活用を推進し、患者・家族等の療養生活の質の向上に努めることを追加すること	1	【記述済み】 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、自宅療養者の生活支援については、取組8-3において県だけではなく、保健所設置市である甲府市及び市町村等と連携して食料品や生活物資、福祉サービスを提供する体制を確保することを記載しています。(75P 36行目)

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
8	P83 2 戦略の方向性	P83の22行目は、「～ 養護する機会の確保にも努める」ではなく、「～ 養護することの重要性を啓発し、県民の理解を深めます」とすること	1	【記述済み】 取組10-4において人権を尊重する機運の醸成を図るため、様々な取組を行うことを記載しています。(85P 14行目)
9	P85 取組10-4 「平時」 21行目	「情報を提供する」だけでは「提供したつもり」になってしまうため、「提供し県民の理解を確認していきます」とすること	1	【記述済み】 感染症や人権に係る適切な情報提供とともに、人権を学ぶ機会の確保などを通じて県民の理解促進を図ることとしています。
10	P86の1行目	「患者に対する適切な取り扱い」という表現はあり得ない。「患者を取り扱う」という意識はあらため、「患者に対する適切な対応をはかるため」とすること。また、医療機関に対する注意喚起等ができていのかどうか、県民を含めた第三者機関で研修の内容をチェックすること(患者・市民参画P P Iの実践)。	1	【その他】 「患者情報に関する適正な取り扱い」の誤りでしたので修正します。